

一般社団法人 日本作業療法士協会  
表彰規程

1990年3月19日  
1993年7月17日  
2001年6月20日  
2002年7月20日  
2008年11月15日  
2013年10月19日  
2014年1月18日  
2014年9月20日  
2021年10月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）定款第3条に基づく本会の目的達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号とする。

(1) 名誉会員表彰

定款第5条第3号に基づく名誉会員となった者の表彰

(2) 会長表彰

長年に亘る協会活動への従事を通して本会の事業に多大な貢献をした者の表彰

(3) 特別表彰

日本作業療法士協会もしくはわが国の作業療法の発展に特筆すべき事績をもって著しく寄与した者の表彰

(推薦基準)

第3条 名誉会員表彰候補者の推薦基準は、別に定める名誉会員に関する規程のとおりとする。

2 会長表彰候補者の推薦基準は、次の各号の条件を全て満たすこととする。

(1) 通算25年以上正会員として作業療法業務に携わっており、推薦年度においても本会の正会員であること

(2) 定款第24条に基づく役員、定款施行規則第28条及び第29条に基づく部長・室長・局長・委員長等、日本作業療法学会長、WFOT代表及び代理等として協会活動に通算15年以上従事していること

(3) 58歳以上であること

(4) 過去に本会の協会表彰及び功労表彰を受けていないこと

(5) 本会の定める会員の処分の種類に関する規程に基づく処分を受けていないこと

3 特別表彰候補者の推薦基準は、次の各号の条件を全て満たすこととする。なお、候補者の年齢並びに本会における在籍年数は問わないこととする。

(1) 本会の正会員、賛助会員、本会職員、その他の関係者であって、次のイ～チのいずれかにおいて顕著な功績又は模範として推薦に値する業績があること

- イ 協会運営
- ロ 福祉・医療・保健衛生
- ハ 教育・後進の育成
- ニ 技術の発達
- ホ 行政や関連団体における参画と協業
- ヘ 国際交流・国際貢献
- ト 作業療法の普及・振興・広報
- チ そのほか特に顕著な功労

(2) 正会員の場合は、推薦年度においても本会の正会員であって、本会の定める会員の処分の種類に関する規程に基づく処分を受けていないこと

(推薦及び決定の手続き)

第4条 名誉会員表彰候補者の推薦及び表彰決定の手続きは、別に定める名誉会員に関する規程のとおりとする。

2 会長表彰候補者の推薦及び表彰決定の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、本会の名簿より推薦基準に該当する者の情報を抽出して審査書類を作成し、表彰審査会に提供する。
- (2) 表彰審査会は、別に定める表彰審査会規程に則って審査を行い、別記第1号様式に準じて会長表彰候補者の推薦書を作成し、理事会に上申する。
- (3) 理事会は、表彰審査会からの推薦を受けて会長表彰候補者について審議し、会長表彰者を決定する。

3 特別表彰者の推薦及び決定の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 特別表彰候補者を推薦することができるのは本会の理事若しくは都道府県作業療法士会会長とする。
- (2) 本会理事若しくは都道府県作業療法士会会長は、次の書類を本会事務局に提出する。但し、本会理事が推薦する場合は、5名以上の理事の推薦書を必要とする。

イ 特別表彰候補者推薦書（別記第2号様式）

ロ 履歴書

ハ 顕著な功績又は模範として推薦に値する業績の根拠資料

- (3) 本会事務局は、本会理事若しくは都道府県作業療法士会会長から提出された推薦書類を受け付けて規程及び推薦要項との点検・照合を行い、表彰審査会に審査書類を提供する。
- (4) 表彰審査会は、別に定める表彰審査会規程に則って審査を行い、特別表彰候補者の推薦書を理事会に上申する。
- (5) 理事会は、表彰審査会からの推薦を受けて特別表彰候補者について審議し、特別表彰者を決定する。

(表彰式の開催)

第5条 表彰式は原則として年1回、定時社員総会に併せて開催する。

2 前項のほか特別必要のある場合は、その都度行うことができる。

3 第2条の規定に該当し、物故者となった者については前項の規定に基づき表彰することができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰状に副賞を添えることができる。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

## 附 則

1. この規程は、1991年4月1日から施行する。
2. この規程は、1993年8月1日から一部改正により施行する。
3. この規程は、2001年7月1日から一部改正により施行する。
4. この規程は、2002年8月1日から一部改正により施行する。
5. この規程は、2008年11月15日から一部改正により施行する。
6. この規程は、2013年10月19日から一部改正により施行する。
7. この規程は、2014年1月18日から一部改正により施行する。
8. この規程は、2014年9月20日から一部改正により施行する。
9. この規程は、2021年10月16日から一部改正により施行する。